東北アンサンブルコンテスト 実施規定

第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は、「第○○回東北アンサンブルコンテスト」という。

第2条 東北アンサンブルコンテスト(以下,東北大会)は,各県から推薦されたグル ープが参加して毎年実施する。

(各県連盟)

- 第3条 選出母体たる各県連盟は、次の通りとする。
 - (1) 青森県吹奏楽連盟
- (2) 秋田県吹奏楽連盟
- (3) 岩手県吹奏楽連盟
- (4)山形県吹奏楽連盟
- (5) 宮城県吹奏楽連盟
- (6)福島県吹奏楽連盟

(会場・日時)

- 第4条 実施会場・日時などの必要事項は、東北吹奏楽連盟理事会(以下、理事会)で 決める。
 - 2 理事会は、毎年4月末日迄に、翌年度の開催要項を決める。

第2章 実施部門および参加人員

(実施部門)

- 第5条 実施部門は次の通りとし,参加グループは所属する部門に参加するものとする。
 - (1) 小学生の部 (2) 中学生の部
- (3) 高等学校の部

- (4) 大学の部
- (5) 職場・一般の部

(参加人員)

第6条 各グループの編成は、3名以上8名までとする。

第3章 資格

(参加資格)

- 第7条 参加資格は、東北吹奏楽連盟(以下、東北吹連)に登録された団体に所属する グループで次の通りとする。
 - (1) 小学生の部

団体構成メンバーは同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独 校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。

(2) 中学生の部

団体構成メンバーは、同一中学校に在籍、または校内外で活動する単独 校や同一地区加盟の複数校混合の団体に在籍している中学生とする。 (同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。)

(3) 高等学校の部

団体構成メンバーは、同一高等学校および中等教育学校に在籍している 生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒、中高一貫校の中学生の参 加は認める。)

(4) 大学の部

団体構成メンバーは、同一大学に在籍している学生とする。 ただし、管・打・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(5) 職場·一般

団体の構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし第8条に該当す

るメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

第8条 同一奏者が二つ以上のグループに重複して参加することを認めない。 (入賞取消)

第9条 参加グループの資格に疑義がある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

第4章 演奏・審査

(編 成)

- 第10条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器などを中心にしたものを原則とする。 ただし、(1)同一パートを2名以上の奏者で演奏することは、認めない。
 - (2)独立した指揮者は認めない。
 - (3) ピアノ・ハープ・チェレスタ・オルガン・チェンバロ・アコ ーディオン等の使用は認めない。
 - (4) 電子楽器の使用は、認めない。

(審 杳)

第11条 参加グループは、自由曲1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲は1 曲とみなす。ただし、演奏曲は県予選で演奏したものとする。

(著作権)

第12条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から許諾 を受けなければならない。許諾を受けないでコンテストに出場することは認めない。

(演奏時間)

- 第13条 演奏時間は、5分以内とする。
- 第14条 演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

(演奏順序)

第15条 演奏順序と部門順序は、その年度の実行委員において決定する。

(審査員)

- 第16条 審査員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
 - 2 審査員は5名とする。
 - 3 審査方法は、別に定める審査内規による。

(表彰)

- 第17条 表彰は、各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。
 - 2 全国大会推薦グループには、トロフィーを贈る。

(代 表)

第18条 参加グループの中から次の数のグループを全国大会に推薦する。

中学生の部・・・2 高等学校の部・・・2

大学の部・・・・1 職場・一般の部・・2

ただし、同一校からは1グループまでとする。

第5章 県代表

(県代表)

第19条 各県連盟は、県代表グループを決定し、東北大会開催日の3週間以前に東北 吹連事務局に推薦・報告する。

(推薦団体数)

第20条 各県連盟は、各部門別に次のグループ数を推薦できる。

小学生の部・・・・・2 中学生の部・・・・・4

高等学校の部・・・・4 大学の部・・・・・1

職場・一般の部・・・1 ただし、同一校からは1グループまでとする。

(参加費用)

第21条 参加に要する費用については、参加グループの負担とする。

第6章 その他

(共催・後援)

- 第22条 東北大会の実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催および後援、 協賛団体を持つことができる
 - 2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。 (実行委員)
- 第23条 東北大会実行委員には東北吹連役員と主管県の役員があたる。 (実施要項)
- 第24条 その他の開催上の細目については、実行委員会が定める。 (改 定)
- 第25条 この規定は、理事会の議決により改定することができる。

附則

この規定は、平成 15年12月6日より実施する。この規定は、平成 17年4月23日一部規定改定。この規定は、平成 20年4月26日一部規定改定。この規定は、平成21年4月25日一部規定改定。この規定は、平成24年4月28日一部規定改定。この規定は、平成25年4月27日一部規定改定。この規定は、平成29年2月4日一部規定改定。この規定は、平成30年2月3日一部規定改定。この規定は、令和元年11月30日一部規定改定。この規定は、令和3年4月24日一部規定改定。この規定は、令和5年4月22日一部規定改定。この規定は、令和6年4月20日一部規定改定。この規定は、令和6年4月20日一部規定改定。

東北アンサンブルコンテスト 審査内規

- 第1条 この内規は、東北アンサンブルコンテスト実施規定第16条に基づき、審査および判定について定めるものである。
- 第2条 審査員は、自由曲を技術と表現について、それぞれ10段階に評価する。
- 第3条 審査結果の処理は,理事長と理事長から委嘱された3名によって構成する判定 委員会が行う。
- 第4条 判定委員会は、審査員の評価に基づき各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けを行う。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3: 4:3を目安とする。また、東北代表選出方法は、次の通りとする。
 - 1 自由曲の評価を点数に換算し、総合点の高いグループを代表とする。
 - 2 1で決着がつかない場合は、審査員の投票で決める。
- 第5条 第4条による結果は、審査員の了承を得て、理事長が賞を決める。
- 第6条 審査票は、参加団体に渡し、審査一覧表は各県理事長に送る。
- 第7条 この内規は、理事会の議決により、改定することができる。

附則

この内規は、平成15年12月6日より実施する。

この内規は、平成 21 年 4 月 25 日一部内規改定。 この内規は、令和 3 年 4 月 24 日一部内規改定。